

## 新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：5月4日付新たな措置の発表）

5月4日、サントメ・プリンシペ政府は、同国における新型コロナウイルス感染者の急増を受け、新たな措置を発表しました。

サントメ・プリンシペ政府フェイスブックで発表された新たな措置の概要は次のとおりです。

1 国内全土における、すべての住民の全面的な外出禁止。ただし、短時間の買物及び医療上の緊急時を除くものとし、違反者には罰則が科される。必要不可欠な分野の公務員、外交団、シフト労働者、食品サービス従事者については、本措置は及ばないものの、許可証を得る必要がある。

2 必要不可欠でない全ての公共サービスの閉鎖。必要不可欠と見なされる公共サービスは、従業員を削減して午前7時30分から午後1時まで営業することができる。医療従事者、メディア、消防士、国防及び治安機関については、この限りではない。

3 食料品及び衛生用品販売店、スーパーマーケット、パン屋、テイクアウトのレストラン、薬局、ガソリンスタンド、銀行、通信業者の営業時間を午前8時から午後3時までとし、あらゆる衛生対策を遵守する。

4 市営市場の営業時間を午前5時から午後3時までとし、密集を避け、衛生上必要な距離を確保するため、販売員を削減する。

5 本措置は2020年5月6日午前0時から効力を発し、公衆衛生に関する非常事態宣言が有効な同月17日までの間持続する。

同国におけるこれまでの措置等に関する記事については、下記のリンクをご参照ください。

○5月1日付非常事態宣言延長

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=88863>

○4月21日付追加措置

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=87963>

○4月6日付追加措置

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=86141>

○3月31日付非常事態宣言延長

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=85517>

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38